

## 「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定の概要

平成 30 年 3 月 23 日  
教育委員会

## I 改定の趣旨

- 「長野県いじめ防止等のための基本的な方針（平成 26 年 3 月）」策定後 3 年間のいじめ防止等の取組の現状と課題に対応する。
- 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定内容を反映させる。

## II いじめ防止等のための対策の基本的な方向

いじめを防止するためには、まずは各学校において、いじめから子どもたちを守るという強い決意をもって正面から取り組む必要がある。

教職員一人一人が身近にいる子どもたちをしっかりと見守るとともに、各学校の基本方針に沿って、校長のリーダーシップのもと、組織的な取組を推進する。

公立小・中学校においては設置者である各市町村が中核となって適切な対策を推進する。また、県は県立学校の支援および県民総ぐるみの総合的な取組を推進する。

## III 現状と課題 (○成果 ●課題)

## IV 主な改定のポイント

## 1 いじめの起きにくい学校づくり

- 人権教育、情報モラル教育、特別支援教育、体験・交流活動等さまざまな教育を実施
- 発達障がい起因するいじめ、インターネット上のいじめ問題が発生

## 2 いじめを見逃さない教育相談体制

- いじめを見逃さないために、認知の程度は格段に上昇
- 学校ごとに認知のばらつきがある
- SOSの発信は周囲が思うほど簡単ではない。また、発信しても受け止めてもらえない場合もある
- 学校外の居場所や家庭で相談を受ける体制が未整備

## 3 いじめへの対処、重大事態への対応

- 「学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止対策のための組織」はすべての学校に設置
- 重大事態への適切な対応がなされず、解決に時間を要する場合がある
- 重大事態につながりかねない案件について、県が適切に把握し、対応する仕組みが不十分

## 1 未然防止の取組 (Ⅲ現状と課題1)

①学校の教育活動充実	・ 予防的・開発的生徒指導や児童生徒の主体的活動の取組支援を推進
②発達障がいに起因するいじめの防止	・ 教師が「様々な発達特性で構成される集団」をマネジメントする能力を身につけ、実践的に学ぶ体制を構築
③ネットいじめへの対応	・ 官民協働の研修会の開催や情報交換等を通じた実効性のある取組の推進

## 2 早期発見の取組 (Ⅲ現状と課題2)

①いじめの積極的な認知	・ 「いじめの定義」の理解促進 ・ いじめ認知件数0の学校の減少
②相談しやすい体制の充実	・ 子どもたちがSOSを発信しやすい環境整備 ・ 既存の相談窓口に加え、より相談しやすい窓口の設置 ・ 学校外の居場所や家庭での相談を受ける体制整備の検討

## 3 適切な対処、「重大事態」への対応 (Ⅲ現状と課題3)

①いじめ解決のための適切な対処	・ 県・市町村教育委員会による、より主体的な学校への支援促進
②重大事態への適切な対応と再発防止	・ 「重大事態の疑い」の段階で躊躇することなく調査を開始 ・ 「再発防止の知見」を共有し、県全体で同じ過ちを繰り返さないよう徹底

## V 今後の取組（主な施策）

### 1 未然防止の取組

#### ① 学校の教育活動充実のための支援

- ・ 道徳の特別教科化の趣旨を踏まえた、いじめ防止教育の徹底
- ・ 「いじめ防止子どもサミット NAGANO」「高校生 ICT カンファレンス長野大会」の開催

#### ② 発達障がい起因するいじめの防止

- ・ 「長野県特別支援教育推進計画」に沿った、多様性を包み込む学校づくりの推進
- ・ 「信州子どもサポート（仮称）」による、包括的支援体制の構築

#### ③ ネットいじめの防止

- ・ 「青少年インターネット適正利用推進協議会」や関係団体との連携によるネット対策の取組を推進

### 2 早期発見の取組

#### ① いじめの積極的な認知

- ・ 学校管理職研修における周知徹底
- ・ いじめの認知件数が0の学校に対する状況の聞き取り

#### ② 相談しやすい体制の充実

- ・ 「スクールカウンセラー事業」の拡充による予防的支援および学校外で相談を受ける体制の検討
- ・ 「SOSの出し方に関する教育」の推進
- ・ 「SOSを受け取る感度」を磨く「アセス（学校環境適応感尺度）」研修の実施
- ・ 「子ども支援センター」「学校生活相談センター」「チャイルドライン」による相談支援に加え、SNS（LINE等）の活用により、「相談したい気持ち」に応える相談体制の本格実施

### 3 適切な対処や「重大事態」への対応

#### ① いじめの解決のための適切な対処

- ・ いじめ事案の報告を受け、事例を検証・分析し、知見をすべての関係者が共有する仕組みづくり
- ・ 県および市町村教育委員会や「いじめ・不登校地域支援チーム」による学校の対応への助言

#### ② 重大事態への適切な対応と再発防止

- ・ 「学校支援チーム」の委員を重大事態の調査に派遣
- ・ 「子ども支援委員会」による重大事態の再調査の実施

平成30年3月23日

教育委員会事務局 心の支援課 生徒指導係  
(課長) 小松 容 (担当) 山寺政幸

電話直通 026-235-7436 内線4417

FAX 026-235-7484

E-mail kokoro@pref.nagano.lg.jp